

**松戸市公共施設再編整備基本計画策定支援業務委託
プロポーザル実施要項**

1. 目的

本実施要項は松戸市公共施設再編整備基本計画策定支援業務に係る企画提案方式(以下、「プロポーザル」という。))による委託者の選定のために必要な事項を定めたものである。

2. 業務の概要

(1) 名称

松戸市公共施設再編整備基本計画策定支援業務

(2) 業務内容

「松戸市公共施設再編整備基本計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から平成 31 年 3 月末日まで

(4) 委託金額

委託料上限額 14,500 千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

3. 応募資格

応募書類を提出する者(以下、「応募者」という。))は、次の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす者とする。

(1) 単体の企業体の場合は、次の条件で全て満たすこと。

- ①平成 30 年度松戸市入札参加業者資格者名簿において、測量・コンサル入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ②一級建築士または技術士(建設部門・都市及び地方計画)もしくはシビルコンサルティングマネージャ(RCCM)(都市計画及び地方計画部門)の資格を有する者が在籍し本業務に従事すること。
- ③平成 30 年 4 月 1 日から起算して過去 10 年の間に完了した業務委託のうち、国及び地方公共団体、その他の公的機関等において、公共・公益施設の再編または整備に係る構想、計画等の業務契約を地方公共団体との間で締結した実績を有すること。
- ④本業務を円滑かつ的確に遂行するため、不動産開発、建築、コンバージョン等に関する知識を有し、かつ③の業務経験を有する者を主任技術者として選任するとともに、主任技術者及び担当者に事故等のある場合に支障のないよう業務実勢体制を整えること。
- ⑤応募書類の提出日において、本市の指名停止処分を受けていないこと。
- ⑥地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないもので

あること。

- ⑦国税、都道府県民税及び市町村民税の滞納がないこと。
- ⑧民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続中又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続中の事業者でないこと。
- ⑨銀行取引停止処分を受けていないこと。
- ⑩松戸市暴力団排除条例(平成 24 年松戸市条例第 2 号)第 9 条に規定する排除の対象となっていないこと。
- ⑪単一の企業としての応募者が、重複して応募していないこと。また、共同企業体としての応募者の構成員になっていないこと。

(2) 共同企業体(当該業務を共同連帯して行うことを目的に、当該委託契約を種目又は細目別に分担した 2 以上の者が構成員となって結成した共同体。)である場合、次の条件を全て満たすこと。

- ①共同企業体の構成員は 3 者以内とし、共同企業体として「3. 応募資格」(1)①～④の条件を全て満たすこと。
- ②共同企業体の全ての構成員は、「3. 応募資格」(1)⑤～⑪の条件を全て満たすこと。
- ③共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員になっていないこと。また、単体の企業として応募していないこと。
- ④共同企業体の代表者たる構成員は、主任技術者を配置し、その他の構成員は、担当者をそれぞれ 1 名以上配置すること。なお、配置する主任技術者及び担当者は、それぞれの構成員の組織に所属していることとし、主任技術者と担当者を兼任することはできない。
- ⑤共同企業体としての構成員の分担業務が明確であり、契約時に提出する「共同企業体協定書」により、その旨約されていること。

※「共同企業体協定書」については、別紙 1 を参考に作成してください。

4. 主なスケジュール

内容	日程
公募開始	平成 30 年 4 月 10 日
質問書の受付締切	平成 30 年 4 月 24 日
質問への回答	平成 30 年 4 月 27 日(予定)
応募書類の受付締切	平成 30 年 5 月 14 日
選定結果の通知	平成 30 年 5 月 31 日(予定)

5. 質問の受付及び回答

(1) 質問の提出方法

質問書(別紙 2)に質問事項を記載の上、電子メールで送付すること。

①提出先：「**10. 担当事務局**」に記載のメールアドレス

②受付期間：平成 30 年 4 月 10 日から 4 月 24 日の午後 4 時 30 分まで

(2) 質問の回答方法

質問及びその回答の内容は、平成 30 年 4 月 27 日(予定)に本市ホームページ上にて公開する。

6. 参加手続き

(1) 提出方法

事前に電話連絡の上、「**10. 担当事務局**」に直接持参し、提出すること。

(2) 提出書類

①参加申込書：様式 1。共同企業体としての応募の場合には、「共同企業体協定書（別紙 1）」を添付すること。

②会社概要書：任意様式。自社作成済みのものでも可。

③業務実績調書：様式 2。「**3. 応募資格**」(1)③に該当する実績について直近のものから 4 件を上限に記載すること。ただし、同一または同一とみなしうる業務を複数年度にわたり受託した場合は、これを 1 件として扱うものとする。

なお、該当業務の内容に関する資料の添付は可とする。

④企画提案書：任意様式。A4 版片面 5 頁以内(厳守)に次の事項に関する提案を順次記載すること。

1)本業務の取組方針

2)本業務の取組内容

3)本業務の取組にあたっての自社の強み、特記すべき事項または任意提案

⑤配置予定技術者調書：様式 3。配置を予定している技術者すべてについて記載すること。担当(予定で可)及び責任者を明確にすること。協力会社がある場合も同様とする。

⑥協力会社概要書：様式 4。協力会社がある場合について記載すること。なお、既存の会社概要資料を別添とすることを可とする。

⑦参加見積書：任意様式。消費税を含む金額を記載するとともに、積算内訳を記載すること。なお、宛先は松戸市とし、記名押印の上、作成すること。

(3) 提出部数

前項(2)記載の提出書類は、正本 1 部、副本 1 部とし、①～⑦の順にインデックスを

付けて A4 版フラットファイル等に綴り、ファイル前面及び背面に事業者名を記載すること。ただし、③及び④については写しを 10 部提出すること。

(4) 提出期間

平成 30 年 5 月 7 日から 5 月 14 日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分まで

7. 審査

(1) 審査方法

松戸市が設置する審査委員会において以下の評価項目及び配点に基づき採点し、審査を行う。ただし、評価点が同点の場合は、見積価格の低い方から上位の順位とする。審査の結果、優先交渉権者を選定するとともに第 2 位以下の交渉順位を決定するが、審査委員の採点結果の平均値が 60 点に満たないものは選外とする。

評価項目	該当書類	配点
業務実績	業務実績調書	20
取組方針及び内容等	企画提案書	70
配置技術者・協力会社	配置予定技術者調書、協力会社概要書	10
合計		100

(2) 通知方法

選定結果については、平成 30 年 5 月 31 日(予定)に本市ホームページ上にて公開するとともに、全ての応募者に対して郵送にて通知する。

8. 契約

(1) 契約手続き

優先交渉権者として選定された事業者に対し、地方自治法第 234 条に定める随意契約により速やかに契約手続きを進めるものとする。なお、優先交渉権者が応募資格を満たさないことが判明した場合、その他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、次点のものと順次交渉するものとする。

(2) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし松戸市財務規則第 143 条第 3 項第 4 号に規定する延納が認められる場合に担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、松戸市財務規則第 143 条第 3 項第 1 号の規定により本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合も契約保証金の納付を免除する。

9. その他

- ①応募者は、応募書類の提出をもって、本実施要領の記載内容を承認したものとする。
- ②応募に要した経費は、全て応募者の負担とする。
- ③同一及び同一とみなしうる応募者の複数応募を禁止する。
- ④応募者は、本業務の全部を一括して再委託をしてはならない。
- ⑤応募者が本業務の一部について再委託を行う場合は、あらかじめ再委託に関する事項を提出書類（様式4）に記載しなければならない。
- ⑥応募者が、契約締結後に再委託先の変更等を行う場合には、再委託先に関する事項を明らかにした上で本市の承認を受けなければならない。
- ⑦応募書類提出後の応募書類の変更はできないものとし、提出された応募書類は返却しない。
- ⑧応募書類の著作権は応募者に帰属し、本市はその内容について無断使用は行わない。ただし、本市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象公文書として原則開示する。
- ⑨本市は、取得した個人情報について受託業者の決定に係る目的以外に使用せず、第三者に情報提供しない。

10. 担当事務局

松戸市総合政策部公共施設再編課（担当）花嶋、杉本
〒271-8588 千葉県松戸市根本 387 番地の 5
☎：047-701-5217
E-mail:mckoukyou@city.matsudo.chiba.jp